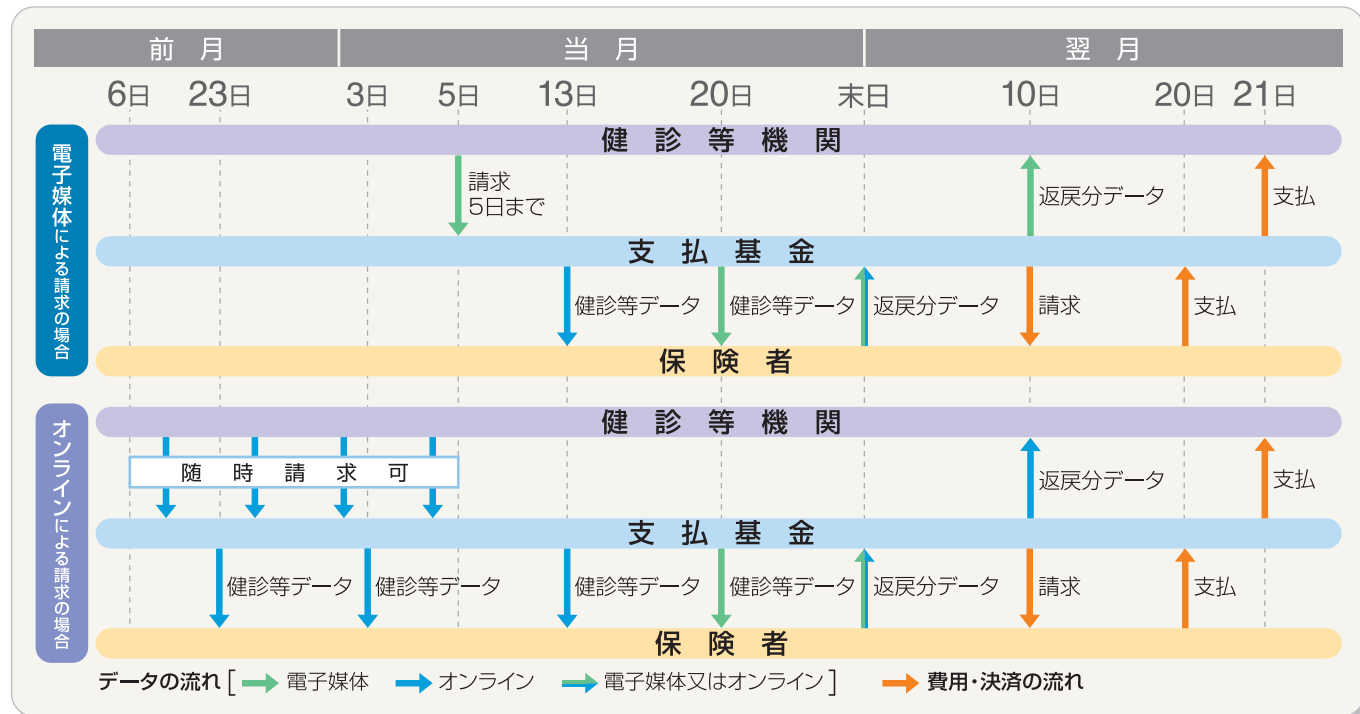


6 支払基金における業務処理のサイクル



※この頁での「前月」、「当月」、「翌月」の定義は以下のとおりです。前月：健診等実施月、当月：支払基金処理月、翌月：決済月

(1) 受付日

請求形態	受付日
CD-R、MO、FD	毎月5日までに提出して下さい。土日・祝日の場合は、翌営業日までに提出して下さい。
オンライン	随時受け付けます。前月6日～当月5日までに受け付けた分を決済単位として処理します。

(2) 事務点検

定められた様式により正しく必要な情報が記載されているか、また請求金額等が契約内容、受診券・利用券情報と一致するか確認します。

(3) 被保険者資格の確認

保険者へ健診等データを送付・配信し、保険者が被保険者資格の確認等を行います。

(4) 返戻データの送付・送配信

保険者が受理した健診等データのうち健診等機関へ返戻照会が必要なデータは月末に支払基金へ送付・送信されます。翌月の10日頃に支払基金から健診等機関へ送付・配信します。

(5) 請求・支払計算

返戻分を除く保険者への請求金額・健診等機関への支払金額を計算します。

(6) 保険者への請求

支払基金から保険者へ翌月10日に(5)で確定した金額を請求します。それを受けた保険者は翌月20日までに支払基金へ支払います。

(7) 健診等機関への支払

健診等機関へ(5)で確定した金額を診療報酬と同様、原則翌月21日に振り込みます。

7 健診等機関へ送付又は配信する帳票

送付日又は配信日		名称	内容
電子媒体	オンライン		
当月 10日頃	随時	特定健診・特定保健指導データ受領書	支払基金で受領した件数をお知らせします。
		特定健診・特定保健指導受付エラー連絡書	支払基金で受付処理を行った際、データに記録条件不備等のエラーがあった場合、エラーの内容等をお知らせします。
翌月 10日頃	翌月 10日頃	特定健診・特定保健指導支払総括票	支払確定額の内訳をお知らせします。
		特定健診・特定保健指導返戻過誤調整内訳書	返戻・過誤データの内訳、返戻理由、金額等をお知らせします。
		特定健診・特定保健指導補正結果内訳書	データの補正を行った理由、箇所及び内容をお知らせします。

※この頁での「前月」、「当月」、「翌月」の定義は以下のとおりです。前月：健診等実施月、当月：支払基金処理月、翌月：決済月

8 セキュリティ対策

支払基金では、高度な個人情報を取扱うこととなるため、以下のセキュリティ対策を予定しています。

(1) 電子媒体による請求の場合

暗号化しセキュリティを確保します。なお、暗号化ソフトは支払基金から送付します。

(2) オンラインによる請求の場合

国が定めている「レセプトのオンライン請求に係るセキュリティに関するガイドライン」に沿ったセキュリティ対策を講じる予定です。

- 電子証明書による認証
- ユーザIDによる認証
- 暗号化通信

※現行のオンライン請求のセキュリティ対策は、支払基金ホームページをご覧ください。

9 健診等機関の準備スケジュール(概略)

	平成19年度						平成20年度		
	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
健診等機関 共通事項	ホームページ等で運営等に関する規程を公表								
	支払基金へ健診等機関届の提出 → (健診等機関番号の決定) → 支払基金のホームページ上での基本情報の公開								
	健診等実施体制及び事務処理システムの整備(現行システムの改修 or フリーソフト等の導入)						特定健診等の請求開始		
市町村国保の契約スキームを利用する集合契約の場合	地域医師会等と市町村国保との委託料等についての交渉		仮契約(委託料の決定)		契約準備		本契約		
全国組織の健診等機関における集合契約の場合	健診等機関の取りまとめ団体と保険者の取りまとめ団体との委託料等についての交渉		仮契約(委託料の決定)		契約準備		本契約		
個別契約の場合	保険者と委託料等についての調整		仮契約(委託料の決定)		契約準備		本契約		

Q&A おたずねに答えて

Q 健診専門機関だが、支払基金で付番された健診等機関番号はどうやって通知されるのか？

A 支払基金において付番した健診等機関番号は、機関届受理後、およそ1か月で貴機関への登録結果の通知をします。(平成20年4月以降は2週間程度で通知します。)

Q 機関届については支払基金へいつまでに届け出なくてはならないのか？

A 請求を開始する月の前々月の20日までに届け出て下さい。

Q 眼科の保険医療機関だが、健診等機関から眼底検査のみ委託され実施しようとする場合、機関届の提出は必要か？

A 保険者と委託契約を結び、特定健診全体の統括・管理、請求ファイル作成を行う健診等機関から、眼底検査のみ貴院に再委託される場合は、貴院からの機関届の提出は必要ありません。

Q 支払基金から健診等機関へ照会する主な事項とは？

A 受診券・利用券番号の漏れ等単純な入力ミスについての照会が中心と思われます。

Q 支払基金は、健診等データをどのようにチェックするのか？

A 特定健診等に係る検査項目漏れ、契約条件に基づく全体の費用負担額の事務チェックを行います。内容にわたる点検や審査は行いません。

Q 人間ドックについて、支払基金での代行処理はどうなるのか？

A 支払基金では特定健診と人間ドック両者を含めて処理し、現物給付を可能とすることとしていますので、併せて支払基金へ請求して下さい。人間ドックの場合は保険者負担額の上限のみチェックし、費用決済を行います。

